

令和2年度
事業計画書

沖縄県農業委員会ネットワーク機構
一般社団法人 沖縄県農業会議

令和2年度 事業計画

一般社団法人沖縄県農業会議

I. 事業方針

農業・農村をめぐる情勢は、基幹的農業従事者の高齢化の進展、担い手不足が続き、耕作放棄地の増加等が顕著になる中で、新規参入の促進を含めた担い手の育成・確保、農地の利用集積・集約化の推進が喫緊の課題となっている。

一方、令和元年12月に発行された、TTP11、日EU・EPA、令和2年1月1日に発行された日米貿易協定などによるグローバル化の深化が農業・農村に与える影響は必至であり、予断を許さない状況である。また、近年、台風、集中豪雨の激甚化やCSF（豚熱）の発生等、我が国農業・農村は多くの課題に直面している。

本県でも、CSFが令和2年1月8日、うるま市で1986年以来の感染が確認され沖縄市へ感染拡大した。これまで1万2,000頭（令和2年2月27日現在）が殺処分と埋却されている。県は終息に向けたワクチン接種を表明し国や関係機関の連携による防疫措置に取り組んでいるところである。

こうした情勢を踏まえ、国は、農業生産基盤の強化を図るため、令和元年12月に「農業生産基盤強化プログラム」を策定し、令和2年3月には向こう10年の日本の食料・農業・農村の方向付けを明らかにした「基本計画」を策定し、今後、官民挙げてその具体化に取り組むこととしている。

農業委員会組織については、令和3年には改正農業委員会法施行後5年を迎えるため、改正法の実施状況と農業委員会に関する制度について、検討・見直しが想定される。このため、農業委員会組織はその動向に的確な対応を行う必要がある。また、農地中間機構法の改正により、農業委員会は農地所有者の意向把握や人・農地プラン等地域の話し合いに農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し、「人・農地プランの実質化」を積極的に推進することなど農地中間管理機構を活用した利用調整活動の強化が求められている。

本県においても、令和2年度が新制度に移行して2回目の選任となり、9月には、南城市、沖縄市、うるま市、八重瀬町を除く、県下33市町村農業委員会が改選期を迎え、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用と重点化された「農地利用の最適化」の取り組みのさらなる強化と併せて、令和元年10月の農業委員会業務に関する不祥事案件が発生したことによる、組織内における綱紀の粛正と対外的な信用回復に取り組むことが重要である。

加えて、新型コロナウイルス感染症拡大は新たな脅威となり、分野を問わず経済活動への大きな影響を及ぼしており、今後の農業委員会の現場活動においても、引き続き、「新しい生活様式」を徹底した持続的な予防対策への対応が求められる。

これらのことを踏まえ、農業委員会ネットワーク機構は、農業委員会の果たす役割、機能が十分発揮されるよう、ネットワーク業務に関する規程に基づき、適性かつ着実な業務遂行を実現するため、次の諸支援対策に取り組む。

II. 農業委員会ネットワーク業務の実施

1. **農業委員会相互の連絡調整及び農業委員会に対する支援業務**
農業委員、農地利用最適化推進委員及び職員に対する講習及び研修会を開催する。
2. **農地に関する情報の収集、整理及び提供業務**
農地情報公開システムを活用し、農地に関する情報を整理し、整理した情報を関係行政機関等、農地中間管理機構その他農林水産省令で定める者に提供する。
3. **農業経営を営み、営もうとする者に対する支援業務**
新規参入者又は新規参入予定する者が円滑に農業参入できるよう関係農業委員会との連絡調整を行う。
4. **法人化の支援その他農業経営の合理化支援業務**
法人化推進のための研修会及び現地指導及び農業者年金制度の理解促進、普及推進のための研修会を開催する。
5. **認定農業者等農業の担い手の組織化及び組織の運営支援業務**
認定農業者や農業経営者の組織化を支援し、各経営者組織への運営支援を行う。
6. **農業一般に関する調査及び情報の提供業務**
農地価格や農作業料金などの基礎的な調査を行い、農業者及び農業委員会、農地中間管理機構等の関係機関、農業者一般に関する農業者等への情報提供活動を行う。
7. **農地法等その他の法令の規定により機構が行うとされた業務**
農地等の転用許可に係る農業委員会からの意見聴取について、農業委員会及び県担当部局と密接な連携により適正かつ円滑に処理する。
8. **関係行政機関等に対する意見の提出**
農地等の利用最適化の推進に関する施策の改善について、農業委員会等の意見を集約し農業・農村の問題を幅広く汲み上げ、関係行政機関等に意見を提出する。

III. 事業内容

1. **農地利用の最適化の推進に向けた支援の強化と農地情報公開システムの活用促進への支援**

(1) 機構集積支援事業

農業委員会は、農地法で農地台帳等の整備と公表事務が義務化されており、そこで農業委員会における農地利用状況調査及び農地利用意向調査、他の法定台帳との照合等農地台帳の精度向上に向けた取り組みと農地情報公開システムの活用促進による公表事務への支援を行う。

農地中間管理事業法改正による人・農地プラン等地域の話し合いに農業委員・農地利用最適化推進委員が参加し「人・農地プランの実質化」を積極的に推進することが求められている中、農地利用の最適化に取り組むための農業者の意向把握等関係機関との連携を図る体制整備への支援を行う。

また、農地法等に基づく事務の適正実施と農地の有効利用を図るため担い手への農地の利用調整活動及び農業委員、農地利用最適化推進員、農業委員会事務局職員の資質向上を図るための研修と女性農業委員の活動強化・登用促進等女性の活躍推進と下記の取り組みを行う。

- ア 農地制度に関する相談活動等
- イ 農業委員及び農地利用最適化推進委員、農業委員会職員の研修
- ウ 農業委員会の日常的な活動を支援するための巡回指導及び協力
- エ 農地法等に基づく業務を処理するための会議（常設審議委員会）の開催
- オ 「農地の利用最適化推進指針」等作成への支援
- カ 「農地利用最適化活動進捗状況共有シート」取りまとめへの支援
- キ 「地域を活かし、担い手を応援する全国運動」への対応
- ク 女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催
- ケ 女性農業委員・農地利用最適化推進委員ブロック別研修会の開催
- コ 女性農業委員会活動推進シンポジウムの開催
- サ 女性農業委員交流研修会の開催

2. 農地利用の最適化の推進に向けた組織・活動の整備・強化

(1) 組織体制強化対策

令和3年には改正農業委員会法施行後5年を迎えるため、改正法の実施状況と農業委員会に関する制度について、検討・見直しに着手される。このため、農業委員会組織はその動向に的確な対応を図る必要がある。

令和2年度は新制度に移行して2回目の選任となり、令和2年9月には、南城市、沖縄市、うるま市、八重瀬町を除く、県下33市町村農業委員会が改選期を迎え、農地法をはじめとする農地制度の公正・公平な運用と農業委員及び農地利用最適化推進委員を核に農地利用の最適化の推進に努め農地中間管理機構との緊密な連携を図り、円滑な業務推進に資する支援、助言、協力を行う。

沖縄県農業委員会ネットワーク機構として、体制整備の強化と行動する農業委員会の構築に向け、引き続き、適正な農地制度の運用と幅広い多様な人材の登用、女性や青年農業者、認定農業者等の担い手の登用促進と環境づくりに努め、併せて、平成元年10月の農業委員会業務に関する不祥事案件が発生したことを踏まえ、組織内における綱紀の粛正と対外的な信用回復に取り組み以下の活動支援を行う。

- ア 総会
- イ 理事会
- ウ 常設審議委員会
- エ 農業委員会「農地利用最適化指針」「活動計画」策定等への助言・協力
- オ 農業委員会業務への助言・協力
- カ 全国農業委員会会長大会及び全国農業委員会代表者集会等への参加
- キ 先進地視察研修の実施
- ク 沖縄県農業委員会等職員協議会活動への支援
- ケ 沖縄県農業委員会女性協議会活動への支援
- コ 地区農業委員会会長会及び農地事務研究会等への助言・協力

3. 農政対策及び調査活動

令和2年度は新制度に移行して2回目の選任となり、令和2年9月には、南城市、沖縄市、うるま市、八重瀬町を除く、県下33市町村農業委員会が改選期を迎えることから、沖縄県農業委員会ネットワーク機構が組織の機能と役割が十分果たせるよう、農業・農村が直面している課題等について、農業者等の意見を集約し、市町村及び県農業施策へ反映させるため政策的な提言に向け、関係機関、団体等との連携を図り農政活動を推進する。そのため、以下の農政対策を柱に取り組む。

- (1) 沖縄県農業委員会ネットワーク機構として、組織機能と役割を十分果たせるよう意見の提出や要請活動等を行う。
- (2) 集落座談会及び「農業者等との意見交換会」や農業委員会の日常的な活動等を通じた農業者からの意見集約に努め要請活動を行う。
- (3) 「農業者等との意見交換会」の定着に向けた農業委員会への支援
- (4) 食農教育の推進と食の安全・安心の確保対策への対応
- (5) さとうきび等農畜産物の生産・経営安定対策への対応
- (6) TPP（環太平洋連携協定）、WTO・FTA・EPA 農業交渉への対応
- (7) 農業金融及び農業関連税制改正対策ならびに農林・農業委員会関係予算確保対策への対応
- (8) 農業委員会法第43条第1項第6号に基づき、構造政策推進の基礎資料として「田畑売買価格に関する調査」「農業労賃、農作業料金に関する調査」の調査を実施する。

4. 担い手・経営対策、新規就農・人材対策の推進

(1) 農の雇用事業

新規就農者の雇用就農を促進するため、農業法人等が就農希望者を雇用して実施する農業技術や経営ノウハウの習得を図る実践的な研修（雇用就農者育成・独立支援タイプ）と農業の発展に資する優良な法人を増やしていくため、農業法人等が働きやすい職場環境を整備しつつ就農希望者を一定期間雇用し、生産技術、経営力等を習得させた上で、新たに農業法人を設立させるために実施する研修（新法人設立支援タイプ）に対して支援する。引き続き、農業法人等が新たに農業に従事する人、将来独立就農したい人を正規に雇用して行うOJT研修への支援を行う。

- ア 研修実施計画書等の審査
- イ 指導者及び研修生向け研修会の開催
- ウ 研修実施状況の調査及び指導
- エ 助成金申請書の内容確認

(2) シニア世代の新規就農に向けた研修支援事業（令和元年度補正）

日米貿易協定等による国際競争の激化とともに、近い将来の団塊世代の大量離農が迫る中、中山間地域を中心に担い手不足による生産基盤の弱体化が懸念されるところから、地域に定着する農業従事者を緊急的に確保するため、シニア世代の新規就農の際に課題となる技術の習得を支援する。

- ア 周知活動及び募集
- イ 現地確認の実施
- ウ 助成金申請書類の確認等
- エ 研修終了後における就農状況調査の実施

(3) 新規就農一貫支援事業

社会情勢の変化に伴い農業への関心が高まり、農業への参入を希望する新規就農者が増加しているなかで、新規就農コーディネーターを設置し、沖縄県農業振興公社（沖縄県青年農業者等育成センター）に設置された「沖縄県新規就農相談センター」との連携の下、新たに農業経営の開始や農業法人への就業を希望する者に対して、農地等情報や研修受入農家情報の提供等、以下の就農支援を図る。

- ア 就農相談窓口による相談活動及び情報提供活動の実施
- イ 農業大学校生等への就農に向けた支援
- ウ 就農情報の収集・提供
(研修受入農家等情報、農業法人の求人等情報)
- エ 新規就農事事例調査、事例集の作成
- オ 新規就農相談会への参加
- カ 新規就農支援事業関係市町村との連携 (営農計画書の作成)
- キ 新規就農育成支援及び支援情報の収集
- ク 新・農業人フェア等への参加
- ケ 無料職業紹介事業への対応

(4) 農業者年金事業

農業者年金制度の啓発普及を図るとともに、農業委員会・JAなどの業務受託機関との連携により、新規加入者の確保のための加入推進活動等を実施する。

加入推進については、「加入推進強化月間(11月)」を設け、更に重点市町村を設定し、制度の周知並びに戸別訪問等の強化に取り組むとともに、給付等に係わる業務全般について適正且つ迅速な事務処理が行われるよう引き続き、業務受託機関に対する事務指導等を行う。

- ア 加入推進部長の市町村設置及び活動支援
- イ 加入推進特別研修会の開催
- ウ 担当者研修会の開催
- エ 加入推進対策地区別会議の開催
- オ 巡回相談会の開催
- カ 市町村説明会等の支援・指導
- キ 現地事務指導の実施
- ク 重点市町村の指導
- ケ 資料等の作成・配布

(5) 沖縄県経営構造対策推進事業

経営構造対策推進事業の円滑かつ適正な実施及び確実な効果の発現を確保するため、次に掲げる諸活動を実施し、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立等に取り組む。

- ア 指導助言体制の整備
農業経営、農業技術、流通、加工、販売及び経営構造対策等の制度等に精通した経営構造コンダクターを設置し、地域農業の担い手の育成及び確保を緊急かつ積極的に支援する。
- イ 経営構造対策推進協議会の開催
活動内容として
 - ・ 推進事業計画及び実施方策の検討
 - ・ 推進事業の実施状況及び課題の検討
 - ・ 推進事業の実施計画の取りまとめ及び課題等の分析検討
 - ・ 推進事業の事業評価に関する点検評価及び活動事例報告
 - ・ 推進事業の重点指導地区における改善計画の報告
- ウ 事業進行管理指導活動
事業実施計画に定める成果目標の計画的かつ着実な達成に資することを目的に行う。また、実施地区等における目標達成に向けた取組の進行管理及び達成状況が未達成な施設及び地区等に対する改善指導を事業主体及び関係機関と連携し実施する。

エ 経営管理指導活動
経営構造対策等により整備された施設等の適正かつ円滑な利用・運営を通じた担い手育成等の事業成果と効果の向上に資することを目的として行う、整備施設等の事業実施主体又は管理主体に対する経営管理指導を経営確立指導地区指導班と連携し実施する。

オ 事業推進

- (ア) 点検評価調査指導
 - a 意欲ある多様な経営体の育成・確保に関する成果目標の達成状況調査及び指導。
 - b 事業導入地区における施設の利用状況による達成状況調査及び指導。
- (イ) 目標未達成調査
事業導入地区及び施設における改善措置の指導助言、数値目標達成、阻害要因の調査分析を行う。
- (ウ) 評価活動等の支援
専門アドバイザー等の設置及び派遣により、研修会や栽培管理現地検討会等の開催を行う。
- (エ) 評価手法研修会の開催
成果目標の確実な達成に向けた評価手法に関する研修会の開催及び栽培事例調査を行う。
- (オ) 農業情報の収集及び提供
農業技術情報誌の発刊により新規就農の支援、新たな営農技術や新規作物の導入、農産物の販路拡大等経営構造対策等の推進に必要な各種情報の収集及び提供を行う。

(6) 担い手経営力向上支援事業

認定農業者等の多様な担い手の育成、確保を図り、持続可能な地域農業の牽引的農業経営体の維持、発展を目指し、農業経営体における経営管理能力の向上に資する取り組みを行う。

- ア 経営診断の開催
経営改善計画書及び決算書を基に中小企業診断士による経営診断。
- イ 農業経営改善支援検討会の開催
- ウ 担い手経営力向上支援セミナーの開催
税理士、社会保険労務士等スペシャリストを活用したセミナーの開催

5. 情報事業の推進

(1) 情報提供推進事業

令和2年度は、農業委員会が新制度に移行して2回目の選任となり、本県においては、9月には、南城市、沖縄市、うるま市、八重瀬町を除く33市町村農業委員会が改選期を迎え、退任農業委員・農地利用最適化推進委員への確実な継続購読と新規農業委員・農地利用最適化推進委員の皆購読を実現し、「農地利用の最適化に向けた全国農業新聞拡大3カ年運動」の目標達成に向け大きな前進が期待される。